

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下、「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定に関する基準及び取扱いについて定めるものとする。

(対象者)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者とは、次に掲げるすべての要件に該当する共同受注窓口、または名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針2第3号に規定する子会社の事業所（以下、「特例子会社」という。）であって、第4条の認定を受けた者をいう。

- (1) 名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針実施要綱（以下、「要綱」という。）第6条の3に規定する市長の認定を受けていること
- (2) 適切に業務を遂行する能力を有すること
- (3) 法令違反その他認定にふさわしくない事実がないこと

(認定申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとする者は、市長に対し障害者支援施設等に準ずる者認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて申請を行うものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による認定について申請があったときは、地方自治法施行規則第12の2の12第3項の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴いたうえでその内容の審査を行い、適格と認めるときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定を行うとともに、その旨を障害者支援施設等に準ずる者審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 障害者就労支援施設等に準ずる者の認定の有効期間は、要綱第8条に定める期間に準ずる。ただし、同条後段の手続きによる申請を経て、翌年度4月1日より引き続き認定を受けた場合は、引き続き認定の末日まで有効期間を延長するものとする。

(認定の取消)

第6条 市長は、障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなったとき
- (2) その他契約の相手方としてふさわしくない行為があったとき

(公表)

第7条 市長は、第4条の規定により障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けた者について名簿を作成し、公表するものとする。

(事務処理)

第8条 この要領に関する事務は、健康福祉局障害福祉部障害者支援課において処理するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の各要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。